

Ⅲ 令和4年発生災害の改良復旧事業

1 改良復旧事業

改良復旧事業は、被災箇所（災害復旧（原形復旧）のみでは、維持上、公益上、十分な効果が得られない場合に、被災箇所を含む一連の区間について、再度災害の防止と構造物の強化等を図るために実施する事業である。

改良復旧事業には、全額災害復旧事業費で改良復旧まで行う「一定災」と、災害復旧費に改良費を加え、一定区間を改良復旧する「災害復旧助成事業」、
「河川等災害関連事業」、「特定小川災害関連環境再生事業」、全額改良費で実施される「河川等災害関連特別対策事業」がある。

(1) 「一定計画による災害復旧事業」（一定災）

広範囲にわたり激甚な被害を受けた場合（河川の場合欠壊が区間延長の8割程度上）、被害をうけなかった区間を含め一連区間について全額災害復旧費で改良工事を実施するもの。

(2) 「災害復旧助成事業」（助成）

被害激甚な場合に、被害をうけなかった区間を含め一連区間について、再度災害防止のための改良工事を実施するもの。

(3) 「河川等災害関連事業」（関連）

災害復旧事業に合わせ、被害をうけなかった区間を含め一連区間について再災害防止のための改良工事を実施するもの。

(4) 「特定小川災害関連環境再生事業」（小川関連）

小規模な河川の災害復旧にあたり、災害復旧箇所又はこれに接続する未被災所を含めて、環境に配慮した工法により復旧するもの。

(5) 「河川等災害関連特別対策事業」（災特）

助成・関連事業を実施する区間の上下流において、改良復旧効果の確保に支障となる障害の除去、是正を図るもの。

（引用元：令和5年9月「災害査定の手引き」より）

- ・ 令和4年発生災害の改良復旧事業 ・ ・ ・ ・ ・ 該当なし

2 災害関連事業（関連）

災害関連事業は，被災箇所の災害復旧のみでは，維持上，公益上十分な効果が得られないため，未災箇所を含む一連の施設について一定計画に基づき，災害復旧費に改良費を加えて実施する改良事業である。

令和4年発生災害の復旧事業に当たり，災害関連事業の該当はなかった。